

工事（施工能力評価型【Ⅰ型・Ⅱ型】）の記載例

※技術提案評価型（S型・A型）等においても同様に記載すること。

【入札公告】

1. 工事概要

(6) ㉔

本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

3. 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事は、次の①から②までと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

②施工能力等（企業の能力等、技術者の能力等、賃上げの実施に関する評価）

【入札説明書】

3. 工事概要

(6) ㉔

本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

5. 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事は、次の①、②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

②施工能力等（企業の能力等、技術者の能力等、賃上げの実施に関する評価）

(2) 総合評価の方法

②施工体制評価点及び加算点

入札価格及び技術資料（上記(1)②。以下「技術資料」という。）の内容に応じ、上記(1)①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術資料の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は43点（企業の能力等20点、技術者の能力等20点、賃上げの実施に関する評価3点）とする。

(4) 評価に関する基準 Ⅱ. 加算点

3) 賃上げの実施に関する評価

評価項目	評価基準	配点	得点
賃上げの実施を表明した企業等	令和〇年 ^{※1} 4月以降に開始する最初の事業年度または令和〇年 ^{※1} （暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 ^{※2}	3.0	/3.0

	令和〇年 ^{※1} 4月以降に開始する最初の事業年度または令和〇年 ^{※1} （暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】 ^{※2}		
--	--	--	--

※1 〇年：契約を行う予定の年度または暦年を記載すること。

※2 「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

7. 競争参加資格の確認等

(3) ⑫

賃上げの実施に関する評価（別記様式 11～12）

本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別記様式 11 の 1 又は別記様式 11 の 2 の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表 1」（別記様式 12）を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別記様式 13）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を決算日（別記様式 11 の 1 に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して2か月以内に契約担当官等に提出すること。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別記様式 14）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする（※1 及び 2）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。

※1 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合

合は別記様式 13 の「合計額」と、暦年単位の場合は別記様式 14 の「支払金額」とする。

- ※2 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

別記様式 1 (競争参加資格確認申請書)

- 11 入札説明書 7. (3) ⑫に定める賃上げの実施に関する評価の確認資料(別記様式 11 及び 12)